

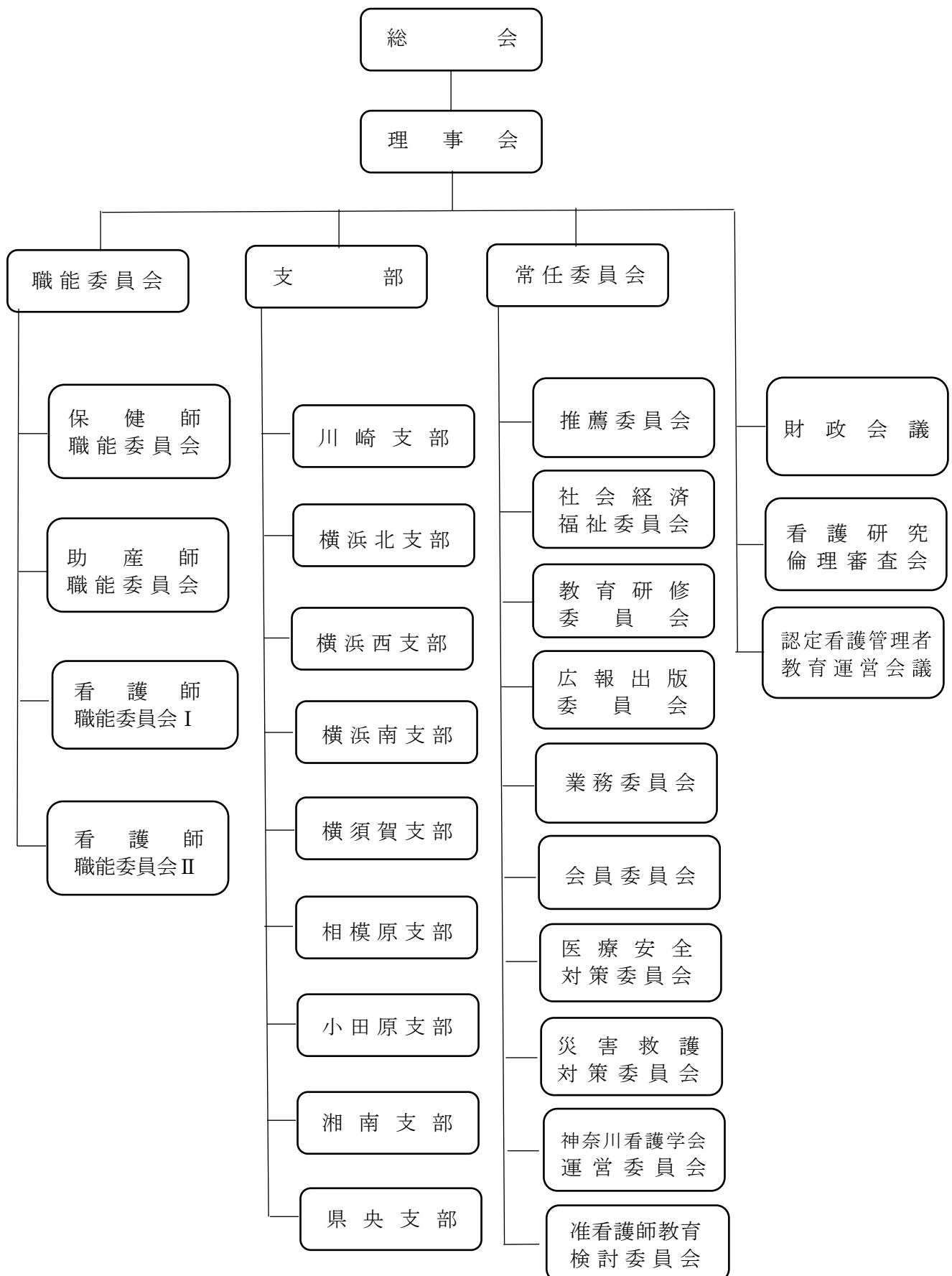
資料

ページ

公益社団法人神奈川県看護協会運営組織図	122
公益社団法人神奈川県看護協会事務局組織図	123
令和4年度神奈川県看護協会長表彰受賞者	124
令和2年度・令和3年度神奈川県看護協会推薦表彰受賞者	125
令和3年度春秋叙勲者・第56回神奈川県看護賞受賞者	126
第23回神奈川看護学会看護研究奨励賞受賞者	127
神奈川県への要望書・新型コロナウイルス感染症に特化した要望書	128
令和3年度役員・委員名簿	132
令和3年度行政機関及び関連団体委員等へ就任状況	136
公益社団法人神奈川県看護協会定款	139
日本看護協会歌「光求めて」	146

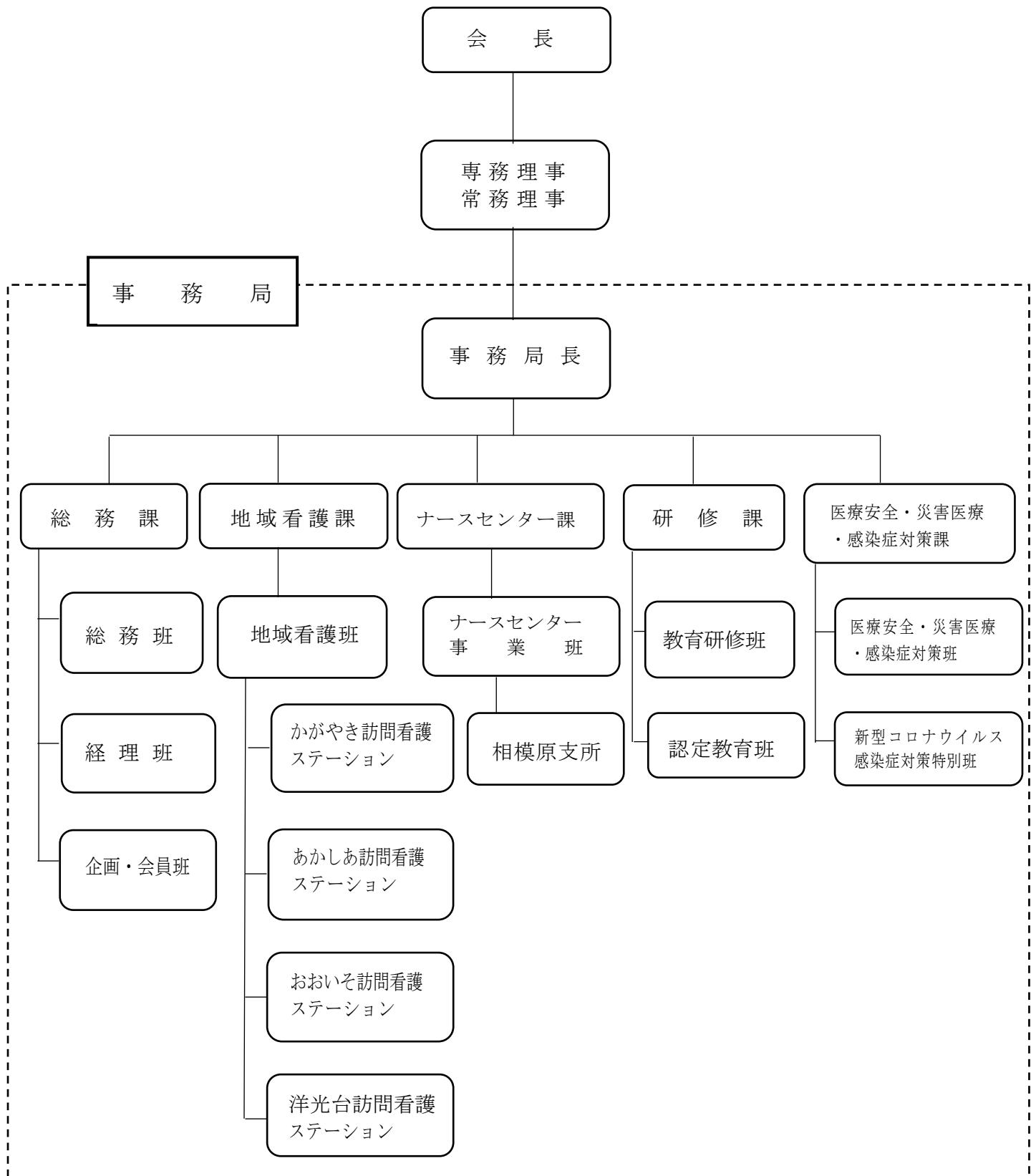
公益社団法人神奈川県看護協会運営組織図

[令和4(2022)年4月1日現在]



公益社団法人神奈川県看護協会事務局組織図

[令和4(2022)年4月1日現在]



令和4年度 神奈川県看護協会長表彰受賞者

(15名)

氏名	職種	所属施設名	日付
相澤 節美	看	医療法人社団相和会渕野辺総合病院	令和4年6月17日(金)
井上 美奈子	看	独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	
上田 光枝	看	医療法人愛仁会太田総合病院	
大沢 明子	看	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	
尾上 幸子	看	湘南藤沢徳洲会病院	
香取 洋子	助	北里大学看護学部	
木瀬 倫子	看	大和市立病院	
小山 猛	看	横浜市立大学附属病院	
坂下 聖加子	看	医療法人社団総生会麻生総合病院	
佐藤 文子	看	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	
下川 結花	看	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	
鳴澤 美恵	看	東海大学医学部付属病院	
三澤 蒔絵	助	かもめ助産院	
三好 礼子	看	個人	
村岡 広代	保	神奈川県健康医療局医療危機対策本部室	

(所属施設名：推薦時のもの)

令和2年度 神奈川県看護協会推薦表彰受賞者

表彰名	氏名	職種	所属施設名	日付
神奈川県保健衛生表彰 知事表彰	神田 真理恵	看	公益社団法人神奈川県看護協会	令和3年6月30日
	西川 雪子	看	大船中央病院	
	濱崎 登代子	看	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	

(所属施設名 : 推薦時のもの)

令和3年度 神奈川県看護協会推薦表彰受賞者

表彰名	氏名	職種	所属施設名	日付
公益社団法人 日本看護協会長表彰	赤間 仁見	看	菊名記念病院	令和3年6月9日
	佐藤 裕季子	助	神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター	
	平田 祐子	看	都筑ハートフルステーション	
	平松 智子	看	総合新川橋病院	
	藤波 富美子	助	横浜市立大学 市民総合医療センター	
	本館 教子	看	聖マリアンナ医科大学病院	
	米倉 瞳弥	保	相模原市役所南保健センター	
神奈川県保健衛生表彰 知事表彰	小池 美智子	看	横須賀共済病院	令和4年1月31日
	加藤 節子	看	公益社団法人神奈川県看護協会	
	山岡 澄代	看	茅ヶ崎市立病院	
	横井 弥生	看	地域医療機能推進機構相模野病院	
神奈川県保健衛生表彰 事務所長表彰	石原 奈穂子	看	聖テレジア病院	令和3年11月30日 (鎌倉保健福祉事務所)
	稻葉 珠実	看	小田原市立病院	令和3年11月30日 (小田原保健福祉事務所)
	小池 由紀恵	看	地域医療機能推進機構湯河原病院	
	川邊 康子	助	平塚市民病院	令和3年11月11日 (平塚保健福祉事務所)
神奈川県 公衆衛生協会長表彰	山根 千穂	保	川崎市中原区役所	令和3年11月17日
横浜市社会福祉・ 保健医療功労者市長表彰	河村 朋子	看	横浜市磯子区医師会 訪問看護ステーション	令和4年1月28日
	原 久美	看	平和会平和病院	
茅ヶ崎市 保健衛生功労者表彰	我妻 雪子	看	茅ヶ崎市立病院	令和3年11月11日
神奈川県 精神保健福祉協会長表彰	村山 由子	看	横浜ほうゆう病院	令和3年12月2日

(所属施設名 : 推薦時のもの)

令和3年度 春秋叙勲者

令和3年度神奈川県看護協会会員(2名)

勲 章 名	氏 名	職種	所 属 施 設 名	日 付
瑞 宝 双 光 章	小 野 瀬 友 子	看	個人	令和3年 4月 29日
瑞 宝 单 光 章	與 良 登 美 代	看	仁厚会病院	

(所属施設名 : 受章時のもの)

第56回神奈川県看護賞受賞者

令和3年度神奈川県看護協会会員(10名)

氏 名	職種	所 属 施 設 名	日 付
市 川 恵 子	助	めぐみ助産院	
嘉 代 佐 知 子	保	横浜市健康福祉局健康安全部	
丹 下 純 子	看	聖テレジア会小さき花の園	
露 木 道 子	看	医療法人社団康心会湘南東部総合病院	
橋 本 幸	看	神奈川県立平塚看護大学校	
林 和 代	看	医療法人社団水野会平塚十全病院	令和3年 5月 13日
飛 田 千 絵	保	横浜市港南区保健福祉センター	
平 田 祐 子	看	介護老人保健施設都筑ハートフルステーション	
横 田 弘 子	看	東海大学医学部付属病院	
渡 辺 加 代 子	看	医療法人社団相和会渕野辺総合病院	

(所属施設名 : 受賞時のもの)

第23回 神奈川看護学会看護研究奨励賞受賞者

(順不同)

奨励賞 3題		
演題	施設名	研究者
高齢患者の不穏行動に生じる看護師・介護者の困難感と対処	医療法人社団山本記念会 山本記念病院	○須長香織 河手千里 上田育世 栗城尚之(関東学院大学看護学部 看護学科)
ドセタキセルによる浮腫発現状況の実態調査	社会医療法人財団石心会 第二川崎幸クリニック	○遠藤圭子 田邊真由美 中山くみ子
院内デイケアを通して認知症患者に対する看護を考える	三浦市立病院	○神田尚代 脇本共子 館林美加子

○:発表者

神奈川県への要望書

＜令和3年8月5日 神奈川県へ要望書を提出＞

はじめに

国民の4人に1人が後期高齢者と言われる令和7年(2025)年が目前に迫り、医療や介護などの社会保障の充実と共に、患者・利用者のニーズの多様化と複雑化に対応できる看護職の量的確保と質の向上が喫緊の課題です。更に、新型コロナウイルス感染症の蔓延や予測不可能な自然災害等にも的確に対応し、事業継続ができる体制及び業務内容の整備が必要です。神奈川県看護協会も国や県が推進する業務や研修のIT化を促進させ、新生活様式への適応に取り組んでいるところです。

看護職能団体として県民の健康へのニーズに適切に応えられるよう、神奈川県をはじめ、関係諸機関と連携を図り、健康の維持・向上に貢献してまいります。重要かつ早急に対応が必要な課題解決のために、神奈川県当局のご理解と特段のご配慮をお願いしたく次の要望をいたします。

1 感染予防対策・災害医療対策への活動支援について

- 1) 感染予防対策の充実
- 2) 災害支援ナースの育成と活動支援

2 小規模施設・介護保険施設等の人材育成の支援について

3 保健師の人材確保と育成について

4 地域看護の充実に向けた支援について

- 1) 訪問看護における質の向上への支援
- 2) 病院と訪問看護ステーションにおける出向事業の推進

5 妊娠早期から児童虐待防止の取り組み強化

6 ナースセンターの機能の充実について

7 看護基礎教育の充実について

1 感染予防対策・災害医療対策への活動支援について

- 1) 感染予防対策の充実

令和2(2020)年初頭において確認された新型コロナウイルス感染症は、未だに変異を重ね感染の終息が見えない状況である。各施設では感染予防対策について、感染管理認定看護師や医療安全管理者による体制の整備が行われているが、小規模の病院や介護施設等では、感染予防対策の整備や感染に関する院内研修は、不十分な状況にある。神奈川県看護協会は、病床数100床以下の施設に有料で感染管理認定看護師を派遣する研修制度を整え、令和2(2020)年度以前は、年間1件程度の申し込みであったが、令和2(2020)年度以降では12件と増加し相談対応してきている。また、研修についても、クリニックの医師からの依頼や一般企業、清掃業者の管理者への研修など、対象も多職種に拡大してきている。体制が十分でない小規模施設や介護施設等への研修派遣への継続的な支援ができるよう県からの支援をお願いしたい。

- 2) 災害支援ナースの育成と活動支援

災害支援ナースは、一定の研修後に都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に

派遣される看護職である。被災した看護職の心身の負担を軽減し、被災者が健康レベルを維持できるよう被災地で適切な医療・看護を提供することを役割とするもので、災害支援ナースによる災害時看護活動は、自己完結型を基本としている。神奈川県看護協会の災害支援ナースの登録者は、令和2(2020)年度末で282名であるが、神奈川県内で大規模な災害が発生した場合は約500名*の災害支援ナースが必要とされており、必要数には足りていない。また、災害等が発生した際、災害支援ナースが派遣依頼を受けたいと思っても、施設長の許可が得られず派遣できない事例も発生している。有事の際に速やかな看護職の協力体制の整備が図れることや保証等、神奈川県を含め、医師会や病院協会等関係団体との協同するための意見交換会の機会をお願いしたい。また、地域での災害対策支援会議に、地区の看護職参加を進めていただき、地域での災害対策を一緒に検討できるようお願いしたい。

* 全国データ：看護職就業者数÷県災害支援ナース登録数=0.56%で、神奈川県は0.35%

2 小規模施設・介護保険施設等の人材育成の支援について

日本看護協会では、看護の質の向上を目指して、看護師のクリニカルラダー*（看護師の実践能力の標準的指標）を策定し、中規模病院以上では、ラダーに沿った研修計画を推進し看護実践能力の向上に取り組んでいる。神奈川県看護協会においても、ラダーに沿った教育研修を組み立てているが、小規模施設や介護保険施設等では、看護職の不足により参加したくてもできない現状にあり、院内教育環境の整備が進まず体系化した教育ができていない。神奈川県看護協会では、研修を受けやすくするためのIT化を進めているところではあるが、小規模施設や介護保険施設等では、IT化の研修に必要な環境も不十分である。研修参加をする際の代替人員の確保や環境の整備等、研修受講のための支援をお願いしたい。

* 看護師のクリニカルラダーは看護師の能力開発・評価システムの1つで、看護師の看護実践能力を段階的に表し、各段階において期待される能力を示し、到達度によって看護師の能力が示されるシステム。クリニカルラダーの活用により、看護師は能力段階を確認しながら自己研さんや人材育成を目指すことが可能となる。

3 保健師の人材確保と育成について

令和2(2020)年以降より、新型コロナウイルス感染症の発症による感染症対策は主に保健所が担い、疫学調査等の業務が膨大となり保健師業務がひっ迫している。都道府県別の就業保健師数は、人口10万人対で見ると神奈川県は23.5人*であり全国最下位となっており全国平均の41.9人に対し約半数の人員で、地域の保健行政（保健指導、介護予防、児童虐待事例対応、精神保健福祉施策の拡充他）を担っている。今後も積極的な感染防止指導の充実が望まれるため、さらなる保健師の人材確保（定数増員）と保健師の感染症対策に対しての資質の維持向上のため、研修体制の支援をお願いしたい。

* 平成30(2018)年度衛生行政報告例より

4 地域看護の充実に向けた支援について

1) 訪問看護における質の向上への支援

地域医療連携の推進により病院から地域への加速が進む中で、訪問看護は医療依存度の高い患者や終末期における在宅での看取り等のケースは、年々増加傾向にあり重症化した医療依存度の高い利用者が在宅で生活している。利用者の状況に応じた高度な判断や臨機応変なケアへの工夫が求められることから、新たな知識や技術の取得は重要になる。しかし、訪問件数が経営に直結することから、訪問を優先し管理者も含め研修参加に消極的である。多様化するニーズに対応し、安心できる地域での暮らしを実現するためにも訪問看護の質の維持が必要である。計画的な人材育成や質の管理のため、看護管理者の研修受講を必須とした制度の構築や訪問看護師の研修支援を整えていただきたい。

2) 病院と訪問看護ステーションにおける出向事業の推進

切れ目のない地域包括ケアシステムを構築するためには、病院と訪問看護ステーションとの連携は必須であり、在宅療養支援への実践力を高め、利用者に適切なサービスが提供できるよう、訪問看護における人材確保・育成は優先課題である。

日本看護協会で策定された「訪問看護出向事業ガイドライン」を基に、令和元(2019)年度から神奈

川県看護協会が運営する訪問看護ステーションと病院の間で訪問看護師出向事業を実施した。双方にとって、互いの知識や技術のスキルアップが図れ、利用者や関係機関からも地域貢献への理解と信頼度が高まる等の効果が得られた。この事業を継続するためには、訪問看護ステーションへの出向者の給与保証や出向による医療機関の看護職員数の減少への対応、訪問看護ステーションでの受け入れ側の準備や指導等にも時間と労力を要する等の課題がある。そこで、出向事業の推進への支援をお願いしたい。

参考：出向事業とは、病院の看護師が一定期間（3か月程度）、病院に在籍したまま地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら在宅支援能力の向上を図ることにより、病院及び看護師にとっては院内の看護ケアや在宅支援機能の強化に役立つスキルの獲得、訪問看護ステーションにとっては多様な人材の育成や最新の医療的ケアのスキルアップに繋がる。

5 妊娠早期から児童虐待防止の取り組み強化

年々児童虐待が増加し*、子育ての孤立化が大きな社会問題となっている。さらに新型コロナ感染症による外出等の自粛により、妊娠や育児に関連した相談ができず、問題は深刻化してきている。妊娠初期から産後まで一括した支援体制を実施するための「子育て世代包括支援センター」が県内に設置されているが、実施は各市町村に任されており、実施内容や金銭的な補助内容にも違いがある。神奈川県内で子育てをするすべての妊娠婦が、どこでも同一の支援が受けられるような体制の整備と県からの「子育て世代包括支援センター」への支援や指導をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、里帰り分娩を希望する妊娠婦の出産施設や産後の育児支援者が確保できない状況が続いている。安心して出産できるよう自治体間の調整や連携体制の整備をお願いしたい。

* 児童虐待相談対応件数 令和元(2019)年度は20,449件で前年度比+18%（厚生労働省）

6 ナースセンターの機能の充実について

ナースセンター事業は「看護師等の人材確保の推進に関する法律」のもと、県知事の指定を受け神奈川県看護協会が無料職業紹介所として人材確保を担っている。全国の求職情報をもとに各個人のニーズに合わせた就業場所のマッチングを行い、就業支援を行っている。また、就業継続の相談や復職支援研修、ハローワークとの連携事業、求人施設訪問での相談・支援を行っている。新型コロナウイルス感染症関連の求人については、ナーセンター登録者に随時新着情報を発信して情報提供を行い、感染症に関する研修会を実施し療養施設や電話相談への求人に対応してきた（令和2（2020）年度 1年間の新型コロナウイルス感染症対応看護師の採用数 75人）。今後もワクチン接種業務の拡大等による求人への対応が増加しているため、事業が安定して継続できるように支援をお願いしたい。

また、厚生労働省では「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」において看護師免許もその中で管理されることの検討がすすめられている。看護職の資格管理が適切に行われて、定期的な研修を受講することで一定の質が担保されるような資格管理が有益に行われるよう、国への働きかけをお願いしたい。

7 看護基礎教育の充実について

医療の高度化と共に超高齢化社会の進行により、看護職には高度で専門的な知識・技術のほか、病院や地域における多職種との協働における多様な対応力や地域包括ケアにおけるリーダーシップが求められている。神奈川県においては、平成30（2018）年3月に准看護師養成機関が閉講（自衛隊横須賀病院准看護学院は除く）し、看護基礎教育の充実に向けた取り組みを実践・継続している。専門職として必要な基礎能力をしっかりと学習するためにも、大学における4年間の看護師教育の推進をお願いしたい。また、令和4（2022）年度から看護師基礎教育は97単位から102単位へ単位が増加される。保健師や助産師の教育については、看護師教育と同時に4年間で教育することには時間的な制約もあり、社会の養成に応える看護職育成が困難な状況がある。保健師・助産師においては大学院教育として看護師の4年間の大学教育に上乗せする教育への移行をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症に特化した要望書

＜令和3年9月10日 神奈川県へ要望書を提出＞

新型コロナウイルス感染症拡大より、神奈川県内の感染者数が爆発的に増加し、すでに災害級と称される医療現状です。

神奈川県看護協会では、協会理事の協力を得て現状における医療・療養施設等の状況を調査整理しました。

長期にわたり新型コロナウイルス感染症に対応している看護職の現状をご理解いただき、早急に対応していただけますようご検討ください。

1 医療関係者家族へのワクチン接種の推進

家族内感染や保育園での感染により、濃厚接触者として自宅待機や、学校や保育園の休校の延長により、看護職が休まざるを得ない状況で、結果人員不足による過重労働となっている。

看護師不足の状況では、医療提供体制を維持できないため、医療関係者の家族への優先ワクチン接種を早急に推進していただきたい。

具体的には、優先医療従事者枠と同様に各施設からの要請に応じてワクチンを確保し、接種は施設において執り行うなどの方策を実施してほしい。

2 感染症対応看護師のスキルに応じた配置の検討

ワクチン接種業務対応の看護師確保については、国からの3万円+県からの2万円の謝金にて、潜在看護師、兼業看護師等の登録及び研修が行われ確保が可能な状況であるが、宿泊療養施設・酸素センターにおいては、必要な看護実践能力及び謝金金額の条件等から看護師確保が困難で収容人員を増やす难以状況である。

今後は、家庭内感染や自宅療養者の急変を回避するためにも、宿泊療養施設の需要が増すことが予想され更なる人員の確保が課題となる。

これらの対応策として、ワクチン接種業務には潜在看護師を活用し、兼業で病院等からワクチン接種に従事しているスキルの高い看護師は、宿泊療養施設や酸素センターに出向するような方策について検討をお願いしたい。

3 県民への感染防止策の再徹底への呼びかけ

緊急事態宣言が発出されており、新規感染者数は減少傾向にあるが、重症者数及び病床利用率が高止まりしている現状である。

また、看護師不足のために、宿泊療養施設・酸素センターに収容できず、在宅療養中の患者が減らないなど感染者の増加が抑えられていない。

このような状況の中、使命感を持って看護にあたる看護師の疲弊は増すばかりであり、ストレスでの休職や退職がさらに看護師不足を助長させている。

医療崩壊を防ぐべく懸命に奮闘している医療従事者の現状を県民に周知し、個々の感染防止への行動変容を促すとともに再徹底について、呼びかけのための強力なリーダーシップを發揮されたい。

令和3年度 役員・委員名簿

役 員

(22名)

会長	長野 広敬	公益社団法人神奈川県看護協会
副会長	青木 貴美子	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科
副会長	渡邊 輝子	済生会横浜市東部病院
専務理事	長場 直子	公益社団法人神奈川県看護協会
常務理事	門根 道枝	公益社団法人神奈川県看護協会
常務理事	杉浦 由美子	公益社団法人神奈川県看護協会
保健師職能理事	小田 真智子	川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター
助産師職能理事	布施 明美	医療法人産育会堀病院
看護師職能理事Ⅰ	横田 弘子	東海大学医学部付属病院
看護師職能理事Ⅱ	平田 祐子	介護老人保健施設都筑ハートフルステーション
川崎支部理事	本館 教子	聖マリアンナ医科大学病院
横浜北支部理事	原 久美	平和会平和病院
横浜西支部理事	吉澤 壽子	一般財団法人育生会横浜病院
横浜南支部理事	濱崎 登代子	横浜市立大学附属病院
横須賀支部理事	小池 美智子	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
相模原支部理事	渡辺 加代子	医療法人社団相和会渕野辺総合病院
小田原支部理事	藤澤 なお子	独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院
湘南支部理事	山岡 澄代	茅ヶ崎市立病院
県央支部理事	渡辺 美加子	神奈川リハビリテーション病院
准看護師理事	高橋 ひさよ	医療法人財団明徳会総合新川橋病院
監事	青山 裕治	青山会計事務所
監事	鈴木 恵美子	横浜メディカルグループ本部

(令和4年3月31日現在)

職能委員会

保健師職能委員会 (9名)

委員長	小田 真智子	川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター
副委員長	川田 貴久江	横須賀市民生局福祉部健康長寿課
会計	岩井 裕子	横浜市保土ヶ谷区福祉保健センター
会計	大林 八重子	相模原市健康福祉局保健衛生部中央保健センター
書記	磯崎 夫美子	平塚保健福祉事務所秦野センター
書記	中野 祐子	茅ヶ崎市保健所保健企画課
幹事会議員	松坂 由香里	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科
総務	小比田 協子	座間市健康づくり課
総務	舟久保 麻理子	藤沢市保健所保健予防課

助産師職能委員会 (10名)

委員長	布施 明美	医療法人産育会堀病院
副委員長	平林 奈苗	北里大学病院
会計	熊丸 真奈美	小田原市立病院
会計	諏訪 和美	森重助産院
会計	土井 秀子	横浜市立大学附属市民総合医療センター
会計	中村 綾美	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
書記	関口 保子	平塚市民病院
書記	藤谷 直子	湘南藤沢徳洲会病院
書記	松原 里美	川崎市立川崎病院
広報	岩田 光代	済生会横浜市東部病院

看護師職能委員会 I (11名)

委員長	横田 弘子	東海大学医学部付属病院
副委員長	西野 隆一	東海大学医学部付属病院
会計	浅井 由紀子	聖マリアンナ医科大学病院
会計	大久保 尚	横浜市立大学附属市民総合医療センター
会計	千葉 多恵子	平塚市民病院
会計	吉濱 桂子	葉山ハートセンター
書記	甘粕 里美	ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院
書記	亀石 礼子	北里大学病院
書記	山田 乃理子	関東労災病院
総務	駒野 美子	藤沢市民病院
総務	中野目 亜沙美	新百合ヶ丘総合病院

看護師職能委員会 II (11名)

委員長	平田 祐子	介護老人保健施設都筑ハートフルステーション
副委員長	河村 朋子	磯子区医師会訪問看護ステーション
副委員長	森川 真理	横浜市立大学附属病院
会計	池田 恵理	横浜市立大学附属市民総合医療センター
会計	山口 伊鈴	医療法人誠医会宮川病院
書記	大森 基美	特別養護老人ホームみどりの園
書記	田中 智子	厚木保健福祉事務所保健福祉課
書記	丹下 純子	鎌倉療育医療センター小さき花の園
総務	荒川 雅子	相模原市医師会訪問看護ステーション
総務	加藤 佳代子	医療法人社団哺育会ナーシングプラザ港北
総務	志茂 豊子	医療法人社団明和会上講介護老人保健施設いづみ

支部

川崎支部 (8名)

支部長	本館 教子	聖マリアンナ医科大学病院
副支部長	坂下 聖加子	済生会麻生総合病院
会計	小林 聰美	中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課
会計	佐藤 慎子	公益社団法人川崎市看護協会
書記	宗像 弘美	川崎市立井田病院
教育	出水 要子	川崎市立川崎病院

教育	田嶋 まさ子	帝京大学医学部附属溝口病院
広報	杉山 ゆみ子	社会医療法人財団人石心会川崎幸病院

横浜北支部 (8名)

支部長	原 久美	平和会平和病院
副支部長	大平 久子	昭和大学横浜市北部病院
副支部長	富山 純子	横浜労災病院
会計	野村 誠	横浜市立市民病院
会計	山本 千佳	平和会平和病院
書記	江川 麗子	青葉さわい病院
広報	早田 里奈	横浜新緑総合病院
広報	長野 瑠美子	済生会神奈川県病院

横浜西支部 (8名)

支部長	吉澤 壽子	一般財団法人育生会横浜病院
副支部長	川上 純子	国家公務員共済組合連合会横浜共済病院
会計	大塚 明子	神奈川県立がんセンター
会計	新陽子	国際親善総合病院
書記	片山 美帆	東戸塚記念病院
書記	松田 ルリ子	地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院
広報	零伸 幸	国立病院機構横浜医療センター
広報	田口 佳寿美	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

横浜南支部 (8名)

支部長	濱崎 登代子	横浜市立大学附属病院
副支部長	小山 猛	横浜市立大学附属病院
会計	川西 美穂	神奈川県立循環器呼吸器病センター
会計	牧 小百合	神奈川県警友会けいゆう病院
書記	山中 みゆき	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院
書記	山本 佐枝子	済生会横浜市南部病院
広報	植田 幸子	横浜市立みなと赤十字病院
広報	関根 貴子	横浜中央病院附属看護専門学校

横須賀支部 (9名)

支部長	小池 美智子	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
副支部長	伊藤 佳子	横須賀市立うわまち病院
会計	楠 歌織	聖ヨゼフ病院
会計	吉村 佳奈美	日本医療伝道会総合病院衣笠病院
書記	葛巻 一美	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
書記	鈴木 三恵子	三浦市立病院
広報	石江 美佐	逗子桜山クリニック
渉外	藤田 悅子	よこすか浦賀病院
会場	加藤 貴美子	横須賀市南健康福祉センター

相模原支部 (9名)

支部長	渡辺 加代子	相和会渕野辺総合病院
副支部長	梶山 和美	北里大学病院
会計	浦部 裕子	地域医療機能推進機構相模原病院
会計	福増 美智代	相模原赤十字病院
書記	熊川 晶子	東芝林間病院
書記	谷嶋 寿々子	国立病院機構相模原病院
教育	加藤 妙子	相模原協同病院
広報	小林 香里	相模原市健康増進課
広報	小林 美保子	相模原中央病院

小田原支部 (9名)

支部長	藤澤 なお子	神奈川県立足柄上病院
副支部長	引地 ゆかり	鶴巻温泉病院
副支部長	星野 真紀	東海大学医学部付属病院

会計	酒 井 てる子	小田原市立病院
会計	長谷川 妙 子	松田町役場子育て健康課
書記	齋 藤 裕 子	神奈川県立足柄上病院
書記	野 田 裕 美	秦野赤十字病院
教育	米 谷 治 子	伊勢原協同病院
総務	岩 本 雅 子	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター

湘南支部 (9名)

支部長	山 岡 澄 代	茅ヶ崎市立病院
副支部長	江 崎 恵 美	茅ヶ崎市立病院
副支部長	尾 上 幸 子	徳洲会湘南藤沢徳洲会病院
会計	佐 藤 文 子	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
会計	西 島 由 美	平塚市民病院
会計	本 城 里 美	藤沢市民病院
書記	牛 丸 純 子	藤沢湘南台病院
書記	後 藤 成 子	済生会湘南平塚病院
書記	檜 山 知 世	神奈川県平塚保健福祉事務所

県央支部 (9名)

支部長	渡 辺 美加子	神奈川リハビリテーション病院
副支部長	加 藤 恵 美	ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院
副支部長	吉 村 由 紀	亀田森の里病院
会計	小 倉 里 美	座間総合病院
会計	高 津 戸 敏 子	東名厚木病院
書記	梅 津 裕 子	湘南厚木病院
書記	壺 井 由美子	厚木市立病院
行事	小 西 美 和	湘陽かしわ台病院
行事	田 倉 悅 子	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター

常任委員会

推薦委員会 (8名)

委員長	東海林 ちえみ	北里大学病院
副委員長	阿 部 愉貴子	横浜市立市民病院
副委員長	笠 嶋 晴 子	新横浜リハビリテーション病院
会計	岩 崎 薫	横浜市立みなと赤十字病院
会計	程 川 郁 子	地域医療機能推進機構横浜中央病院
会計	三 島 英 雄	川崎市宮前区役所地域みまもり支援センター
書記	中 川 美 和	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
書記	山 本 雪 子	南大和病院

社会経済福祉委員会 (8名)

委員長	田 中 真 琴	湘南鎌倉総合病院
副委員長	奥 山 洋 子	汐田総合病院
副委員長	鈴 木 千 絵	川崎市役所健康福祉局総務部庶務課
会計	内 田 敏 江	湘南中央病院
会計	栗 尾 邦 子	恩賜財団済生会横浜市南部病院
会計	中 根 涼 子	鶴巻温泉病院
書記	石 原 佳代子	国際親善総合病院
書記	後 藤 しのぶ	ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院

教育研修委員会 (21名)

委員長	吉 岡 千恵子	聖マリアンナ医科大学病院
副委員長	折 内 奈津江	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院
副委員長	川 口 真 澄	横浜市立大学附属病院
	東 由紀子	横浜市立市民病院
	石 塚 久美子	小田原市立病院
	乾 久 枝	神奈川県立よこはま看護専門学校

岩 本 基 実	川崎市立井田病院
牛 田 多恵子	神奈川県立こども医療センター
大 館 忍	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
貝 塚 聖 子	川崎市立多摩病院
清 田 久美子	国立病院機構相模原病院
毛 塚 由美子	北里大学病院
五 藤 美 和	横浜旭中央総合病院
小 林 妙 子	厚木市立病院
坂 元 千 佳	神奈川リハビリテーション病院
鈴 木 美 紀	東海大学医学部付属病院
高 橋 理 英	神奈川県立循環器呼吸器病センター
名 波 会里子	横浜市立みなと赤十字病院
星 山 美 穂	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
前 田 佳 美	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
三 田 亜希子	藤沢市民病院

広報出版委員会 (10名)

委員長 箕 輪 有美子	東海大学医学部付属病院
副委員長 矢 後 さとみ	伊勢原協同病院
会計 竹 田 英 子	東名厚木病院
書記 長 谷 川 由 貴	横浜市立大学附属市民総合医療センター
書記 相 馬 美香子	医療法人社団相和会渋野辺総合病院
書記 宇賀神 純 子	横浜労災病院
書記 関 根 由美子	神奈川県立こども医療センター
書記 中 村 すみ子	多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課
書記 森 脇 佳 子	三浦市立病院
書記 細 山 和 美	平塚市民病院

業務委員会 (8名)

委員長 井 口 絹 枝	川崎市立川崎病院
副委員長 小 出 真 紀	藤沢市民病院
副委員長 高 木 瞳 子	昭和大学藤が丘病院
会計 熊 倉 恵 子	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院
会計 清 水 裕 子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
書記 袖 山 亜擁美	日本鋼管病院
書記 堀 尾 美 穂	横須賀市立うわまち病院
書記 山 口 友 子	済生会湘南平塚病院

会員委員会 (8名)

委員長 大 木 容 子	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
副委員長 野 村 智 子	神奈川県警友会けいゆう病院
会計 高 橋 由美子	大倉山記念病院
書記 小 島 恵理子	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院
	東名厚木病院
書記 蒲 谷 朱希子	明徳会総合新川橋病院
書記 下 郡 美 香	済生会横浜市東部病院
書記 高 山 希	大船中央病院

医療安全対策委員会 (8名)

委員長 三 上 久美子	横浜市立みなと赤十字病院
副委員長 新 村 美佐香	五星会菊名記念病院
安 斎 英 恵	日本鋼管病院
大 原 志 歩	済生会横浜市東部病院
木 村 光 代	神奈川区医師会訪問看護ステーション
鹿 内 由 佳	たま日吉台病院
柴 田 淑 子	介護老人保健施設リハリゾート青葉
吉 井 涼 子	横浜市都筑区医師会在宅事業部門

災害救護対策委員会（8名）

委員長	原 美智子	パシフィック・ホスピタル
副委員長	石川 佳代子	茅ヶ崎市立病院
副委員長	長島 良江	横浜新緑総合病院
	源 平雄 大	小田原市立病院
	實方 千帆	神奈川県小田原保健福祉事務所
	西坂 利奈子	相模原赤十字病院
	樋口 珠江	白寿会介護老人保健施設青葉の丘
	三澤 悠史	神奈川リハビリテーション病院

大森 喜美江 公益社団法人神奈川県看護協会

（令和4年3月31日現在）

神奈川看護学会運営委員会（11名）

委員長	門根 道枝	公益社団法人神奈川県看護協会
副委員長	渡部 節子	横浜市立大学医学部看護学科
	上田 邦枝	昭和大学助産学専攻科保健医療学部看護学科
	香取 洋子	北里大学看護学部
	金井 Pak 雅子	関東学院大学大学院看護学研究科
	杉山 恵子	神奈川県立足柄上病院
	辻本 真由美	横浜市立大学附属市民総合医療センター
	新田 一美	東海大学医学部付属病院
	八ヶ橋 のぞみ	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
	横山 亜矢	神奈川県警友会けいゆう病院
	和田 由樹	聖マリアンナ医科大学病院

准看護師教育検討委員会（7名）

委員長	津江 優紀	神奈川県立衛生看護専門学校
副委員長	櫻田 薫	伊勢原協同病院
	セホ 佳子	神奈川県警友会けいゆう病院
	高梨 明子	川崎幸病院
	二宮 昭子	横浜旭中央総合病院
	藤掛 香	神奈川県立精神医療センター
准看護師理事	高橋 ひさよ	医療法人財団明徳会総合新川橋病院

その他の会議

財政会議（4名）

議長	長場 直子	公益社団法人神奈川県看護協会
	青木 貴美子	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科
	高橋 恵	聖マリアンナ医科大学
	高橋 創一	公益社団法人神奈川県看護協会

看護研究倫理審査会（6名）

委員長	長野 広敬	公益社団法人神奈川県看護協会
	長場 直子	公益社団法人神奈川県看護協会
	門根 道枝	公益社団法人神奈川県看護協会
	杉浦 由美子	公益社団法人神奈川県看護協会
	白水 真理子	神奈川県立保健福祉大学
	宮脇 美保子	慶應義塾大学看護医療学部

認定看護管理者教育運営会議（10名）

議長	高橋 恵	聖マリアンナ医科大学
副議長	澤邊 綾子	新百合ヶ丘総合病院
	小池 智子	慶應義塾大学看護医療学部
	山岡 澄代	茅ヶ崎市立病院
	平野 美幸	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
	樋口 美佳	神奈川県立精神医療センター
	門根 道枝	公益社団法人神奈川県看護協会
	藤波 富美子	公益社団法人神奈川県看護協会
	井手尾 千代美	公益社団法人神奈川県看護協会

令和3年度 行政機関及び関連団体委員等へ就任状況

団体会議名	役職	役員・委員名
公益社団法人日本看護協会理事会	地区理事	長野 広敬
神奈川県民医療推進会議	副会長	
神奈川県医療審議会	委員	
神奈川県医療対策協議会	委員	
神奈川県薬事審議会	委員	
神奈川県医療勤務環境改善支援センター連絡調整会議	委員	
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会	委員	
神奈川県社会福祉審議会	委員	
神奈川県社会福祉審議会 福祉専門分科会	委員	
神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	委員長	
神奈川県子ども・子育て支援推進協議会	委員	
神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会	委員	
さがみロボット産業特区協議会	委員	
神奈川県公衆衛生協会理事会	理事	
ラグビーワールドカップ 2019 及び 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会かながわ推進会議	構成員	
横浜市立病院経営評価委員会	委員	
横浜市立大学医学部後援会	役員	
公益財団法人かながわ健康財団評議員会	評議員	
一般社団法人横浜在宅看護協議会	顧問	
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉人材センター運営委員会	委員	長場直子
済生会支部神奈川県済生会理事会	理事	
神奈川県保健医療計画推進会議	委員	
神奈川県災害医療対策会議	委員	
神奈川県医療安全推進協議会	委員	
神奈川県医療安全対策実行委員会	委員	
新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県感染症対策協議会	委員	
かながわ地球環境保全推進会議	委員	
健康チャレンジフェアかながわ実行委員会	委員	
神奈川県医師会災害救助対策委員会	委員	
公益社団法人神奈川県医師会医療事故調査支援特別委員会	委員	門根道枝
神奈川県糖尿病推進会議	委員	
神奈川県医療費検討委員会	委員	
がん克服シンポジウム実行委員会	委員	
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議	監事	
スマートフリー推進かながわ基金運営委員会	委員	
ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会宿泊・輸送等専門委員会	委員	
神奈川県立循環器呼吸器病センター倫理委員会	委員	
神奈川県立循環器呼吸器病センター研究倫理審査委員会	委員	
神奈川県立循環器呼吸器病センター地域医療支援事業運営委員会	委員	
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター認定看護管理者教育運営委員会	委員	杉浦由美子
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター感染管理認定看護師教育課程教員会	委員	
公益社団法人神奈川県病院協会学術委員会	事業委員	
神奈川県地域包括ケア会議	委員	
神奈川県小児等在宅推進会議	委員	
神奈川県人材確保推進協議会(福祉分野)	委員	
神奈川県認知症施策推進協議会	委員	
神奈川県がん克服県民会議・かながわ健康プラン 21 推進会議	委員	
かながわ高齢者あんしん介護推進会議	委員	
かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会	委員	
神奈川県介護予防事業市町村支援委員会	委員	
拘束なき介護推進部会	委員	

団体会議名	役職	役員・委員名
神奈川県在宅歯科医療連携拠点運営事業推進協議会	委員	杉浦由美子
神奈川県立こども医療センター地域医療支援事業運営委員会	委員	
神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会	委員	
神奈川県在宅医療トレーニングセンター研修事業運営協議会	委員	
横浜市介護保険運営協議会	委員	
横浜市地域包括支援センター運営協議会	委員	
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード	委員	
神奈川県ナースセンター事業運営委員会	委員長	長野広敬
	委員	杉浦由美子
神奈川県病院医療関係団体連絡協議会	副会長	長野広敬
	作業委員	長場直子
神奈川県保険者協議会	委員	長場直子
	事業検討委員	鈴木恵美子
	保健師等 専門部会委員	川田貴久江
神奈川県総合医療会館 管理委員会	委員	長場直子
	委員	門根道枝
神奈川県周産期医療協議会	委員	布施明美
神奈川県在宅医療推進協議会	委員	杉浦由美子
神奈川県在宅医療推進協議会 訪問看護部会	委員	草場美千子
神奈川県在宅医療推進協議会 リハビリテーション部会	委員	矢野由美
神奈川県子ども・子育て会議	委員	小田真智子
神奈川県小児保健協会理事会	理事	西角一恵
神奈川県災害時小児周産期リエゾン会議	陪席者	木村由里
	陪席者	佐藤律子
神奈川県腎臓病対策連絡協議会	委員	鈴木姿子
神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタル・二次・三次救急部会 救急医療機能評価検討ワーキンググループ	委員	鈴木美智子
横浜市防災会議	委員	長野広敬
	幹事	加藤節子
横浜市国民保護協議会	委員	長野広敬
	幹事	加藤節子
横浜市医療安全推進協議会	委員	御船のり子
横浜市救急医療検討委員会	委員	原久美
横浜市救急業務検討委員会	委員	
横浜市地域医療構想調整会議	委員	吉澤壽子
ねんりんピックかながわ 2022 横浜市常任委員会	委員	
横浜市保健医療協議会	委員	濱崎登代子
横浜市精神保健福祉審議会	委員	樋口美佳
公益財団法人横須賀市健康福祉財団評議員会	評議員	豊田まゆ美
公益財団法人横須賀市健康福祉財団理事会	理事	杉浦由美子
横須賀市保健医療対策協議会	委員	
横須賀市保健医療対策協議会福祉専門部会	委員	
横須賀市保健医療対策協議会横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会	委員	
横須賀市社会福祉審議会	委員	
横須賀市自殺対策推進協議会	構成員	小池美智子
横須賀市自殺対策推進協議会	構成員	
逗子市高齢者保健福祉計画懇話会	アドバイザー	
三浦半島地区保健医療福祉推進会議	委員	小池美智子
相模原市地域保健医療審議会	委員	
相模原市在宅医療・介護連携推進会議	委員	渡辺加代子
相模原地域医療構想調整会議	委員	
ねんりんピックかながわ 2022 相模原市実行委員会	委員	

団体会議名	役職	役員・委員名
相模原市地域ケア推進会議	委員	梶山和美
相模原市地域包括支援センター運営協議会	委員	
相模原市災害時医療救護検討会	委員	
相模原市歯科保健事業推進審議会	委員	
相模原市健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	委員	
さがみはら市民健康づくり会議	委員	熊川晶子
国立病院機構相模原病院地域医療支援病院運営委員会	委員	渡辺加代子
相模原看護専門学校「学校関係者評価委員会」	委員	
公益財団法人相模原市健康福祉財団評議員会	評議員	長野広敬
公益財団法人相模原市健康福祉財団理事会	理事	渡辺加代子
湘南東部地区保健医療福祉推進会議	委員	山岡澄代
湘南西部地区保健医療福祉推進会議	委員	山岡澄代
湘南西部地域災害医療対策会議	委員	星野真紀
委員	本谷菜穂子	
茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	委員	大村里枝
茅ヶ崎寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパス協議会	委員	一ノ瀬嘉奈子
茅ヶ崎寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパス協議会作業部会	委員	
茅ヶ崎市保健所難病対策地域会議	委員	神田真理恵
藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会 藤沢市ケアマネジメントリーダー事業	委員	原田伸子
重度障害者等の医療ケアに関する連絡会	委員	
小田原市立病院運営審議会	委員	小林敏子
県西地区保健医療福祉推進会議	委員	藤澤なお子
県西地域災害医療対策会議	委員	
中郡在宅医療・介護連携支援センター	委員	都築理絵
中郡在宅看護連携協議会	委員	
大磯町高齢者福祉計画策定等委員会	委員	
県央地域災害医療対策会議	委員	渡辺美加子
県央地区保健医療福祉推進会議	委員	
厚木看護専門学校運営協議会	委員	吉村由紀
厚木看護専門学校教育課程編成委員会	委員	
一般社団法人神奈川県精神保健福祉協会	評議員	米倉睦弥
一般財団法人神奈川県訪問看護ステーション連絡協議会	顧問	長野広敬
	理事	原田伸子
	横浜地区プロック副プロック長	豊田まゆ美
神奈川母性衛生学会	理事	小田真智子
		布施明美
		横田弘子
第35回神奈川母性衛生学会実行委員会	委員	小田真智子
		布施明美
		横田弘子

公益社団法人神奈川県看護協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県看護協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、公益社団法人日本看護協会と連携し、保健・医療・福祉に関する知識の普及啓発、在宅等での療養者のための訪問看護事業、看護を通しての社会奉仕、保健師・助産師・看護師・准看護師(以下「看護師等」という。)の資質の向上、看護師等の就業促進事業等を行い、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の知識の普及啓発に関する事業
- (2) 在宅等での療養者のための訪問看護、居宅介護支援事業
- (3) 看護における医療安全及び災害時等の救護に関する事業
- (4) 看護師等の資質向上を図るための研修等に関する事業
- (5) 看護師等の就業促進及び看護に関する進路相談事業
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 本協会は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する支援事業
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は、神奈川県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、神奈川県内に就業又は居住する看護師等の免許を有する者で、本協会の目的に賛同して入会した者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、本協会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 看護師等の資格を失ったとき。
- (2) 第7条の入会金及び会費を、その事業年度における3月末日までに納付しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第11条 本協会の総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事、監事及び相談役の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び内容を、開催30日前までに、書面により会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において、出席会員の中から選任する。

(定足数)

第15条 総会は、総会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決等)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 この場合において、前2条の規定の適用については、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第19条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、前条第1項第2号に掲げる監事2名のうち1名については、会員以外の者とする。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員の欠格事由)

第21条 次に掲げる者は本協会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の資格喪失)

第22条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本協会の役員の資格を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

3 前項の規定にかかわらず、専務理事及び常務理事については、同一職に引き続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができないものとする。

4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終

結の時までとし、再任を妨げない。

- 5 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 6 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(相談役)

第27条 本協会に、任意の機関として、1名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

(役員等の報酬等)

第28条 理事、監事及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事、監事及び相談役には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬等規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員の責任及び免除)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本協会は、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。
- 3 第1項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。ただし、出席数からは除かない。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職能委員会

(職能委員会)

第36条 本協会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。

3 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

4 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師担当の理事をもって充てる。

5 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。

6 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部)

第37条 本協会の運営を円滑にするために、支部を置く。

- 2 支部は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 支部の支部長は、理事をもって充てる。
- 4 支部の委員は、理事会において選任する。
- 5 支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第38条 本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第41条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第42条 本協会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が

作成し、理事会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び相談役の名簿
- (3) 理事、監事及び相談役の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 47 条 本協会は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 補 則

(委 任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に定める必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、平澤敏子とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則
この定款は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則
この定款は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

日本看護協会歌

光 求めて

山本 敏子 作詞

小椋 佳 補作詞・作曲

1

大空のもと 光求めて
看護の心 胸深く
両手にかざす 愛のほむらは
静かに燃える 優しく燃える
今 この時 そして明日に

2
さざなみに揺れ 光求めて
看護の願い 胸熱く
つなぐその手に 通う血潮は
さやかにとける 優しくとける
ただ ひとすじ またひたむきに

3
そよ風に乗り 光求めて
看護の祈り 胸清く
枕べにたつ 花の香りは
ほのかに匂う 優しく匂う
今 この時 そして明日に
今 この時 そして明日に

The musical score consists of six staves of music for voice and piano. The lyrics are written below the staves, corresponding to the three parts (1, 2, and 3) of the song. Chords are indicated below the staves: Dm7, Am, G7, C, F, E7, Am, F, G7, (F/G), C, F, G7, (F/G), C, 1.2.C, 3.C, C, F, G7, (F/G), C.

1. おおぞらのもと ひかか
2. さなみにゆれ ひかか
3. そよかせにのり ひかか
Dm7 Am G7 C F
りもとめて かんごのの
りもとめて かんごのの
りもとめて かんごのの
Dm7 G7 C G7 C
こころむねふかつ
こがりむねふかつ
こがりむねふかつ
G7 C Em
りようてにかざす
りよつなくらぐそべにた
りよつなくらぐそべにた
Am G7 F
のはむらは
のうちしらは
のかおりは

1. おおぞらのもと ひかか
2. さなみにゆれ ひかか
3. そよかせにのり ひかか
Dm7 Am G7 C F
りもとめて かんごのの
りもとめて かんごのの
りもとめて かんごのの
Dm7 G7 C G7 C
こころむねふかつ
こがりむねふかつ
こがりむねふかつ
G7 C Em
りようてにかざす
りよつなくらぐそべにた
りよつなくらぐそべにた
Am G7 F
のはむらは
のうちしらは
のかおりは

令和4(2022)年度 通常総会 要綱

発行日 令和4(2022)年5月
発行 公益社団法人神奈川県看護協会
〒231-0037
神奈川県横浜市中区富士見町3番1
Tel 045(263)2901(代表)
Fax 045(263)2905
e-mail kanakan1@basil.ocn.ne.jp
URL <https://www.kana-kango.or.jp/>